

# 17年度 農政活動実績

## (1) 農政対策

### ア 経営所得安定対策等に対する意見集約と取り組み

平成11年に制定された食料・農業・農村基本法を具現化する食料・農業・農村基本計画（以下、「基本計画」）が5年ごとに見直されることとされ、新たな基本計画が平成17年3月25日に閣議決定された。また、この基本計画では重要施策の一つとして、平成19年産から品目横断的経営安定対策を導入することも明記された。さらに、この産業政策のほか地域振興政策として資源・環境対策としての農地・水・環境保全向上対策も実施されることになった。

この新たな施策は、国際化への対応と構造政策を推進し、国民合意が得られる対象者の絞り込みを前提とした方向性が示された。こうしたことから、農業委員会系統組織としての意見集約を求められたが、各農業委員会から意見を求める時間的余裕もなかったため、平成17年9月16日の常任会議員会議に案を諮り全国農業会議所に提出した。

この本会としての意見は

担い手基準のあり方については、一定水準（所得・面積）以上といった限定的決め方ではなく、それぞれの地域事情を考慮し、規模拡大・経営改善指向者も対象とすること。また、認定農業者や特定農業団体以外の経営実態を有する受託組織や集落営農の生産集団も位置づける、経営規模面積には作業受託面積を含め、複合経営全体を捉えたものとする。

諸外国との生産条件格差是正対策については、現行の品目別対策の総体助成水準以上で、諸外国との格差を確実に是正するものであること、面積支払については過去の規模拡大と生産性向上等の努力が報われ、施策導入後の規模拡大実績が反映される仕組みであること、数量支払は計画生産出荷と品質向上努力の生産者が報われる仕組みであること。

収入変動による影響の緩和対策については、農産物価格の趨勢的下落傾向から、生産コストを償う対策と価格下落防止のための需給調整対策が必要。

米政策改革との関連については、経営全体を対象とした収入・所得変動緩和対策とすること。

資源保全・環境政策との関連では、経営安定対策とは明確に切り離れた対策とし、地域の実情に合う多様な取り組みが可能となる水準での直接支払が必要。

以上のような意見を全国農業会議所に提出した。

また、基本計画を具現化するための経営所得安定対策等の周知および取り組み状況の調査等を実施した。

(ア)「品目横断的経営安定対策の確立に関する政策提案」の実現に向けた緊急取組  
新たな経営安定対策の構築にあたっては、これまで農業者が経営の存続をか

けて取り組んできた経営努力と、行政及び農業委員会やJA等関係機関・団体の支援により、地域の実態に応じて育成された多様な経営体が円滑に支援の対象となることが重要である。

また、担い手の経営安定、米政策改革のあり方など品目別対策及び資源・環境保全対策など一連の対策がセットとして確立し、その財源確保対策が講じられる必要がある。したがって、多様な地域農業の実態を十分反映した具体的施策確立のために

広く国民に理解が得られ、地域の実態に即した「担い手基準」の設定とこの施策対象。

経営努力を踏まえた規模要件の設定・運用。

作業受託面積の経営規模算定。

経営規模面積の把握には農地基本台帳を活用。

実効性のある経営安定対策の構築。

品目別の需給・価格安定対策の確立。

資源保全・農業環境政策の確立。

財源確保と担い手育成・確保のための予算・金融・税制対策の充実強化。

などの政策提案の実現に向けた緊急取組について各農業委員会に通知した。

(イ)「農業委員会系統組織・担い手確保育成対策と品目横断的経営安定対策への緊急取組」の実施と農業委員会における取組状況調査

品目横断的経営安定対策については、戦後の農政を根本から改革するものと位置づけられ、平成19年産からの農業・農村現場への速やかな施策浸透が喫緊の課題とされた。また、農業委員会の果たす役割に大きな期待が寄せられ、この取り組みの把握状況として

農業委員会と認定農業者との意見交換会の実施状況。

認定農業者確保対策。

農業委員会における品目横断的経営安定対策への取組状況と同政策の対象となる集落営農組織の状況。

農用地利用改善団体と農用地利用規程見直しの状況。

平成17年度税制改正で措置された「贈与税納税猶予特例対象者が一定の条件下法人の構成員になれる特例」の周知状況とその該当法人の状況。

その他品目横断的経営安定対策に取組に際しての問題点・疑問点。

についての調査を実施した。65農業委員会中55委員会から報告がなされ、全国農業会議所に提出した。

調査結果の主な概要については

11委員会が実施済み若しくは予定。

確保目標を設定しているが16委員会、その他16委員会。

説明会や対象者の洗い出し・絞り込み作業などの実施率は15%程度。

7委員会管内で64組織があるが見直しは考えられていない。

知っているが60%ほど。

主な問題点としては、政策の対象となる作目の経営者が全体からみて僅かであり速やかな制度浸透が困難など。

となっている。

(ウ) 担い手経営対策並びに品目横断的経営安定対策導入に向けた担い手育成・確保の取り組み状況の依頼と報告

担い手・経営安定対策としての品目横断的経営安定対策導入に向けた担い手育成・確保の取り組みは、農業委員会系統組織にとっても最重要課題であり、より一層強化、加速化していくことが求められた。また、本対策の現場までの正確な周知と対象要件を満たす「担い手」育成のため、担当制等による推進体制の整備、地域ごとの戦略等の明確化、進捗状況の把握、推進ノウハウ等の情報共有化等を踏まえて推進することとされた。

以上の観点から、市町村・県段階における取り組みとその進捗状況をお互いに確認しながら着実な推進を図るため、各農業委員会にその旨依頼するとともに、本会における状況を県農林水産部に報告した。なお、本会における担い手・経営対策の取り組み全般とそのための会議・研修会等催事状況及び作成・配布資料の内容等を全国農業会議所に報告した。

(エ) 農地基本台帳の整備の徹底について

品目横断的経営安定対策における対象者の経営規模要件の基本原則は、認定農業者 4 ha、特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織は 20 ha とされた。また、この経営規模として参入できる面積は、権限(所有権、賃借権等)を持っている農地基本台帳の地目が「田」「畑」の面積としての合計とされ、樹園地や採草放牧地は除かれることになる。このように、経営所得安定対策等で農地基本台帳の新たな重要な役割が位置づけされた。

さらに、会計検査院による実地検査で農地基本台帳そのものが十分に整備されていない農業委員会が多く見受けられたとの指摘もあったことから、これら整備を早急に図るよう依頼した。

イ 農地と担い手を守り活かす運動(特色ある農業委員会活動)

(ア) 農地と担い手を守り活かす運動を基礎とする農業委員会系統組織・活動の改革に向けた取組状況・成果調査

「農地と担い手を守り活かす運動(特色ある農業委員会活動)」については、優良農地の確保と有効利用、担い手の確保・育成等について、目に見える形で積み上げていくための新たな組織運動として本年度から平成 19 年度までの 3 ヶ年の予定で取り組んでいる。

そこで、これら組織・活動の改革に向けた取り組みを目に見えるものとするためには、毎年度進捗状況を点検しつつ、成果の積み上げと情報発信を行うことが極めて重要であることから、その重点取組事項として

農地パトロールによる地域の農地利用の総点検と農地基本台帳の整備。

遊休・耕作放棄地の発生防止・解消指導及び無断転用防止対策への取り組み。

認定農業者制度の推進と集落営農の組織化・法人化に向けた取り組み。

農地利用現況図を活用した担い手への農地利用集積。

認定農業者との意見交換会による建議等の実施啓発。

情報活動の強化。

その他食農教育・都市農村交流等についての取組状況及び成果の調査。

を行った。この結果、65農業委員会中35農業委員会から報告があり、これらを取りまとめ全国農業会議所に提出した。

#### (イ) 改正農業経営基盤強化促進法等農地制度改正に関する対応

農業経営基盤強化促進法等の農地関連法の一部を改正する法律が平成17年6月3日に可決・成立し、公布され、9月1日から施行された。これら法律等の施行に伴う農林水産省の関係通知等の一部改正が行われたことから、農業委員会系統組織として本年度から取り組んでいる「農地と担い手を守り活かす運動(特色ある農業委員会活動)」において

農地の監視活動の強化。

認定農業者の確保・育成と農地利用集積等の支援活動の推進。

地域に根ざした農政活動の展開。

を柱に、推進計画を策定し、点検・確認をしながら取組を行うとしている。

市町村合併の進展等による農業委員数の大幅な減少と質量両面にわたる業務の増大、三位一体改革による農業委員会交付金及び関係予算の縮減など農業委員会の組織体制や運営面での厳しさが増す状況の中で、農業委員会に期待される役割を果たしていかなければならない。

以上の観点から、各農業委員会に対し

市町村基本構想の見直しと「要活用農地」振り分けへの積極的対応。

認定農業者の掘り起こしと集落営農の組織化・法人化、集落の話し合い活動の強化による担い手に対する農地の利用集積の促進。

体系的な遊休農地対策の整備。

などについての対応を求めた。

#### ウ 農業委員会の体制と組織運営等

##### (ア) 改正農業委員会法の施行状況調査

平成16年11月に施行された改正農業委員会法は、農業委員会の設置の下限面積の引き上げ、選挙による農業委員の下限定数の廃止、農地に関する業務及び農業経営の合理化に関する業務に重点化、部会の設置の弾力化、選任委員の土地改良区からの追加と議会推薦委員数の減など、大幅な見直しが行われたところである。この農業委員会法の改正に対し、各市町村における見直しなど

のように進んでいるかが問われたことから、これらの施行状況を調査し、全国農業会議所に報告した。

全農業委員会（４月１日調査時点７２委員会）から報告があり、選挙委員定数１，３１８名、実数１，２８８名。選任委員３３７名、うち農協７７名、農業共済１９名、土地改良区９名、議会推薦２３２名。農地部会の設置１２委員会、その他の部会の設置１１委員会などで、その見直しの状況は必ずしもスムーズなものとは言えない。これは、予算面と農業委員の統一選挙を間近に控えていることもあり、その際に見直しも同時に行っていくとした農業委員会が多かったことによるものと推察される。

（イ）第１９回農業委員統一選挙後の全農業委員会の体制等に関する状況調査

平成１７年７月１０日（日）には第１９回農業委員統一選挙が実施された。この統一選挙後の農業委員会の体制を把握するため、７月２０日を調査時点として全農業委員会を対象として調査を実施した。全７１農業委員会から報告があり全国農業会議所に報告した。

この集計結果の概要は、農業委員統一選挙の状況については、７１委員会中６１委員会が実施し、うち投票が行われたのは２委員会。５０９名の選挙による新任委員が誕生。農業委員会の現状については

選挙委員定数１，１３９名、実数１，１３４名。

選任委員は、農協７５名、農業共済１７名、土地改良区４５名、議会推薦２１５名。

部会の設置は、農地部会８委員会、その他の部会７委員会。

女性農業委員６０名。

認定農業者農業委員１１９名。

年齢別委員は、６０歳未満３８５名、６０歳以上６５歳未満３７７名、６５歳以上７０歳未満４２８名、７０歳以上２９５名。

農業委員の定数見直しについては、選挙委員で１９委員会が８１名減、団体推薦委員では土地改良区から４５名を新たに選任、議会推薦委員で２５委員会で２７名減となった。

平成１４年の前回選挙時対比では、農業委員会数は８６委員会から７１委員会と１７％減少、農業委員数も１，７５４名から１，４８５名と１５％減少。一方、女性農業委員は５０名から６０名へ、認定農業者は１００名から１２４名へと増加しました。

（ウ）市町村合併に伴う農業委員会の状況に関する調査

平成の大合併とも言われるように、全国的に市町村合併が行われ、本県においても他県にやや遅れて、平成１７年度に入り市町村合併が進展した。

４月１日の一宮市（尾西市、木曽川町の編入合併）、稲沢市（祖父江町、平和町の編入合併）、愛西市（佐屋町、立田村、八開村、佐織町による新設合併）、豊田市（藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町の編入合併）を皮切りに、７月７日の清須市（西枇杷島町、清洲町、新川町による新設合併）、１０月１日の新城市（新城市、鳳来町、作手村による新設合併）と設楽町（津

具村の編入合併)、田原市(渥美町の編入合併)、11月27日の豊根村(富山村の編入合併)、平成18年2月1日の豊川市(一宮町の編入合併)、3月20日の北名古屋市(師勝町、西春町との新設合併)が誕生し、農業委員会数も大きく減少し64委員会となった。また、平成18年4月1日には弥富市(十四山村の編入合併)も誕生した。こうした合併に伴う選挙委員数及び選任委員数並びに事務局職員数、農業委員会法第34条若しくは合併特例法第8条(現行第11条)適用の有無等を調査し、その都度全国農業会議所に報告した。

#### (エ) 規制改革・三位一体改革と税源移譲への対応

政府の規制改革・民間開放推進会議の中間報告の公表は、総選挙後に延期され、9月27日に、『小さくて効率的な政府』の実現に向けて「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案の骨子等」として公表された。この提言の原案に盛り込まれていた「企業による自由な農地取得や農業委員会の解体的見直し、農協事業の分割再編」についての指摘は見送られたが、なお、年末に予定されている最終答申に盛り込まれることが想定された。

また、三位一体改革による農業委員会交付金等の取り扱いについても、地方6団体が7月20日に総理大臣に提出した「国庫補助負担金等に関する改革案 3兆円の税源移譲を確実なものとするために」が、年末の予算編成までに協議・決着されることとされた。

こうした状況から、各農業委員会に対し、地元国会議員や市町村長に要請活動を実施していただくよう依頼した。

その結果、規制改革・民間開放推進会議の農地取得の自由化案等は見送られたが、今後、継続検討されるとのことでありその動向を注視していかなければならない。税源移譲については、官邸主導で農林水産省に割り当てられた340億円全額が地方に移譲されることになった。したがって農業委員会交付金は平成16年決定分の23億円(人件費の農家数割分)と平成17年決定分の23億円(人件費の農地面積割分)の合計46億円が税源移譲され、平成18年度の農業委員会交付金は48億円(農業委員会数割と特別事情割)とされた。しかしながら、今回の税源移譲は国庫補助金等の削減ではなく、税源が振り替わったものであることから、各農業委員会は市町村長に対し毎年度、農業委員会関係予算の確保を確実にする申し入れを行う取り組みをお願いした。

## エ 食料・農業・農村基本法の政策確立対策

### (ア) 農用地の不正取得に関する追跡調査

新たな基本計画における農業委員会の役割と機能については、「第3の食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策の2の農業の持続的な発展に関する施策の(3)の農地の有効利用の促進」の項目で

農用地利用集積計画に基づく農地の利用権の設定を通じた担い手への農地の利用集積。

耕作放棄地の発生防止・解消に向けた指導の強化。

不法投棄等の違反転用事案への立入調査等の活用による迅速な対応。として位置づけられているが、特に、平成17年9月に施行された改正農業経営基盤強化促進法等では、リース特区の全国展開や体系的な遊休農地対策が整備されるなど、優良農地の確保と有効利用については、農業委員会が行う農地監視活動（農地パトロール）に大きな期待が寄せられている。

こうした情勢から、平成16年2月に実施した「農用地の取得等に関する情報収集調査」で、企業による住宅・レジャー開発用取得農地の計画破綻等による未利用・遊休化の事例及び産業廃棄物の不法投棄等による農家への悪影響の事例等10件の報告があり、このうち5件の事例の追跡調査を行い、全国農業会議所に報告した。

(イ) 地域における担い手・農地利用・遊休農地の実態と農地の利用集積等についての農業委員調査

新たな基本計画を実現するための基礎資料を得るため、現場で担い手の確保・育成並びに担い手への農地集積を推進している全農業委員の協力を得て、それぞれの担当地区における担い手と農地の現状を把握するための調査が全国一斉に行われた。

これは、平成17年が全国統一の農業委員選挙が行われるが、この改選前の農業委員に、これまでの経験を踏まえた、地域の担い手と農地利用、遊休農地の実態と農地の利用集積等の現状について問うたものである。

具体的には

過去1年間の相談活動とその内容。

担い手の確保状況と担い手の法人化等への意向。

農地の利用集積と連担化、耕作放棄地の現況。

遊休農地の発生防止・解消のために必要な取り組み内容。

米政策改革と利用集積への影響。

耕作放棄地対策への取り組み状況とその内容・成果。

農地への産業廃棄物等不法投棄の状況と対策。

新規就農者への対応。

関心のある農政情報。

など、多くの項目に及んだものである。

本県では、平成17年4月1日時点の農業委員1,625名を対象に調査を願い、66農業委員会から1,342名の回答（回収率83%）があり、5回にわたって全国農業会議所に調査票を送付した。

(ウ) 全国農業委員会会長大会への参加

平成17年5月26日午後1時から東京都・日比谷公会堂において平成17年度全国農業委員会会長大会が開催され、本県から総勢84名が参加した。太田豊秋会長の主催者あいさつの後、経過並びに情勢報告があり、次いで提案・要請決議が行われ、「新たな『食料・農業・農村基本計画』の実現に向けた農業・農村政策に関する提案」「WTO農業交渉及びEPA/FTA交渉に関する要請」、申し合わせ決議として「『農地と担い手を守り活かす運動』の推進と

農業委員会の体制整備に関する申し合わせ」「『情報活動』の一層の強化に関する申し合わせ」、特別決議として「第19回農業委員統一選挙に関する特別決議」が、また、実行運動「全国農業委員会会長大会実行運動計画」が提案され、いずれも原案どおり承認された。

その後、農業委員会活動の強化に向けた取り組み、「地域が一丸となり一斉耕起の日を実施」農業委員が中心となった食農教育・家族経営協定の推進「遊休荒廃農地を解消し、認定農業者への利用集積」と題して、3農業委員会からそれぞれ決意表明が行われた。

大会終了後、直ちに代表要請として政府、主要国会議員に対して農業委員長を中心とした要請活動を実施した。さらに西三河・豊田加茂・新城設楽・東三河支部合同による地元選出国会議員への要請と懇談会を実施した。

#### (エ) 全国農業委員会会長代表者集会への参加

平成17年11月30日午後1時から東京都・九段会館大ホールにおいて、平成17年度全国農業委員会会長代表者集会が開催された。太田会長のあいさつの後、自由民主党谷津義男総合農政調査会長及び西川公也農林部会長から、品目横断的経営安定対策、WTO交渉、三位一体改革などの情勢報告が行われた。

前半は昨年からの試みとして「新たな食料・農業・農村基本計画の実現に向けて～地域の担い手の確保・育成と農地の確保・有効利用対策の取り組み～」をテーマとして対話集会が行われた。まず、埼玉県と宮崎県の農業委員長から事例の発表が行われ、次いで会場から各県の代表農業委員長による意見が述べられた。

後半は要請決議として、「新たな『食料・農業・農村基本計画』の具体化と必要な予算の確保に関する重点要請」「WTO農業交渉並びにEPA/FTA交渉に関する要請」「規制改革・民間開放推進会議等における検討に関する要請」が、また申し合わせ決議として「『農地と担い手を守り活かす運動』の取り組み強化に関する申し合わせ」「『情報活動』の強化に関する申し合わせ」がそれぞれ原案のとおり承認された。

代表者集会終了後、政府・地元国会議員等への代表要請活動を実施した。

#### (オ) 農業委員会と認定農業者との意見交換会の開催

農業委員会系統組織は、平成11年から意欲ある農業者の育成と優良農地の確保・有効利用対策など、基本計画の推進に向けて「地域農業再生運動」に、平成17年からは「農地と担い手を守り活かす運動」に取り組んできた。その一つとして、「農業委員会と認定農業者との意見交換会」により、認定農業者がどんな意見・要望を持っているかなど、農業委員会が農業者や地域の声を代表する機関として、これら意見・要望を汲み上げ、施策として反映させていく役割を担っている。

平成17年度における実施の報告は10委員会からあり、参加者数325名、うち認定農業者等は133名であった。この意見交換会で出された意見、要望等を取りまとめ全国農業会議所等に提出した。なお、平成17年は国の経営所

得安定対策等大綱が10月27日に決定され、この周知のための説明会等が年末から年度内にかけて各地域で実施されたことから、「農業委員と認定農業者との意見交換会」とした開催方式は少なくなったものとみられる。

#### (カ) 建議・要請活動の実施

建議・要請活動は、8月には豊橋市農業委員会から「平成18年度農業施策に関する要望書」の提出があり、農林水産省東海農政局長、愛知県知事、全国農業会議所会長へ要望した。

### (2) 農林水産予算対策

政府は、平成17年12月24日の臨時閣議で平成18年度予算案を決め、一般会計の総額を前年比3.0%減の79兆6860億円、また、農林水産予算は前年比5.2%減の2兆8136億円と決定した。

農業委員会組織関係予算については、農業委員会交付金を始め強い農業づくり交付金の中で措置されていた多くのソフト事業が税源移譲された。一方、平成19年度から運用される品目横断的経営安定対策推進策の一つとして、担い手育成総合支援協議会(国の直轄採択事業で事業主体:農業委員会、農業会議)の行う農用地利用調整活動を支援するための新規予算を措置された。

農業委員会交付金については、「16年度予算における財務省との調整において、18年度までに2割程度の縮減」と平成16年決定した「三位一体改革」を踏まえた23億円に加え、新たに農地面積割分の23億円を加算した46億円が税源移譲されることになり、このため、18年度の交付金は前年度より52.5%減の48億円となった。

### (3) 農林業関係税制対策

#### ア 名古屋国税局への要請と課税対策協議

農業に関する課税対策のため、東海4県農業団体課税対策協議会が12月8日に開催され、各県から平成17年度の農業所得課税に関する要請(平成17年度分農業所得標準の作成、転作田標準の作成、収入金課税、臨時税務書類の作成者の許可等)を行い、農業所得標準作成のための情報や資料の提供を行った。また、今回で農業所得標準が廃止され収支計算方式に全面的に移行することから、課税対策協議会そのものの今後のあり方についても協議した。

また、納税猶予適用者に対しては制度の趣旨の徹底に努め、より一層の的確な制度の運用が求められ、当該制度が農業経営を行う農業者に対象が限られ、現に自らが納税猶予適用農地等について農業の用に供していることが必要であり、納税猶予適用農地等の譲渡、貸付又は転用した場合は、納税猶予の猶予期限が確定し、当該期限までに猶予税額の全部又は一部及びこれに係る利子税を納付しなければならなくなることから、納税猶予制度の適正運営のため、平成18年1月20日に名古屋国税局と現状と問題点についての打合せを行った。

## イ 平成18年度農林関係税制改正に関する要望

平成17年度税制改正大綱は、「新しい時代への税制改革への道筋」として、向こう3年度の改革方向を示し、その中で、平成17年度は不良債権処理と経済条件の改善傾向から定率減税を2分の1に縮減、平成18年度から三位一体改革の一環として所得税から個人住民税への制度的税源移譲を実現し、国・地方を通じた個人所得税のあり方見直す、平成19年度を目途に長寿・少子化社会における年金・医療・介護等の社会保障給付や少子化対策における費用等の見通しを踏まえ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点での消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する、と明記。

こうした税制の抜本改革の中で行われた平成17年度農林関係税制については、農地の贈与税納税猶予制度の適用農業者が特例対象農地等を認定農業者である農業生産法人に使用貸借する等の要件に該当する場合には特例が継続されるなど、農地・経営関係を中心に一定の成果を挙げることができた。

平成18年度の税制改革についてもこの抜本改革の流れで行われるが、7農業委員会から相続税及び贈与税、消費税、所得税、固定資産税、都市計画税について改正要望が提出された。これらを取りまとめ全国農業会議所に報告した。